

事故を防ぐために、製品には 設計標準使用期間があります。

長期使用製品安全点検制度

製品が古くなると部品等が劣化（経年劣化）し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。「長期使用製品安全点検制度」では、経年劣化による重大事故発生のおそれが高い製品を**特定保守製品**とし、安全に使うための目安となる**設計標準使用期間**を設けています。該当製品を購入の際、メーカーに**所有者登録**をすることで設計標準使用期間の終わる頃に点検通知が届きますので、安全に使うために点検を受けましょう。

「特定保守製品」を購入したら

説明を受けましょう

販売者※から点検制度についての説明を受けます。
※特定保守製品を設置した住宅を購入する際は、工務店や不動産販売業者等が販売者となります。

特定保守製品	
1. 特定製造事業者等名 株式会社A社C 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町**	
2. 製造年月 20XX年XX月	
3. 製造番号 XXXX-XXXXXX	
4. 設計標準使用期間 △△年	
5. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月	
6. 問合せ連絡先 株式会社A社C お客様相談センター 0120-XX-XXXX	



所有者登録をしましょう

所有者票を販売者に渡すか、メーカーに郵送します。
賃貸住宅・アパートなどで特定保守製品を家主が設置・所有している場合は、家主が所有者登録してください。



点検を受けましょう



点検詐欺にご注意!!

点検の依頼をする前に、メーカーから点検に来ることはありません。

点検時期が来ると、通知が届きます。
メーカーに点検を依頼しましょう。
※点検には料金がかかります。

異常な音や振動、におい、
点火しにくいなどの異常に
気付いた時は、速やかに点検を
依頼しましょう。

これらの製品を購入したときは、所有者登録をしましょう！

対象製品 (特定保守製品)



石油給湯機



石油ふろがま



FF式石油温風暖房機



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)

平成21年4月1日より前に製造・輸入された該当製品についても、
製造時期を確認し、メーカーの点検を受けましょう。

長期使用製品安全表示制度

経年劣化による重大事故の発生率は高くはないものの、事故件数が多い製品について、**設計上の標準使用期間**と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化されました。設計上の標準使用期間が過ぎたら、異常な音や振動、においなど製品の変化に注意しましょう。



【製造年】20XX年

【設計上の標準使用期間】△△年

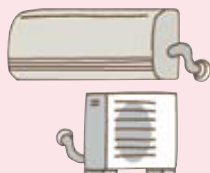
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。



扇風機



換気扇



エアコン



ブラウン管テレビ



全自動洗濯機



2槽式洗濯機

制度については

<http://www.meti.go.jp/>
もしくは 製品安全ガイド

検索



消費者の
みなさま

長期使用製品安全
点検・表示制度

【この制度の問い合わせ先】 経済産業省またはお近くの経済産業局にお問い合わせください。

経済産業省
商務流通グループ 製品安全課

03-3501-4707(直)

北海道経済産業局
産業部消費経済課 製品安全室

011-709-1792(直)

東北経済産業局
産業部消費経済課 製品安全室

022-221-4918(直)

関東経済産業局
産業部消費経済課 製品安全室

048-600-0409(直)

中部経済産業局
産業部消費経済課 製品安全室

052-951-0576(直)

近畿経済産業局
産業部消費経済課 製品安全室

06-6966-6098(直)

中国経済産業局
産業部消費経済課 製品安全室

082-224-5671(直)

四国経済産業局
産業部消費経済課 製品安全室

087-811-8526(直)

九州経済産業局
産業部消費経済課 製品安全室

092-482-5523(直)

内閣府沖縄総合事務局
経済産業部 商務通商課

098-866-1731(直)

※個別の製品に関するお問い合わせは、メーカーにご連絡ください。